

篠山市総合計画

住みたいまち ささやま

人と自然の調和した田園文化都市

基本構想・基本計画 概要

2001年2月

篠 山 市

篠山市総合計画（基本構想・基本計画）の概要について

1．はじめに

篠山市総合計画は、これからのまちの姿を示し、その具体化のための基本的考え方と、施策の方向性を示し、計画全体の土台となる（基本構想・10年間計画）と、基本構想を受け、施策の方向性を具体的に示す（基本計画・5年間計画）からなり、基本構想は、平成12年9月29日議会の議決を受け策定し、今回、「篠山市全世帯アンケート」結果を反映し、各項目別にデータの分析とヒアリングにより現状と課題を把握するなかで、今後5年間の基本方針及び施策の展開を示す基本計画を策定しました。

2．篠山市総合計画の概要

（1）計画策定の目的

本計画は、本市が市制を施行して初めての総合計画です。

旧多紀郡四町が合併するにあたっては、旧町の一体化の促進と地域の均等ある発展及び住民福祉の向上を図ることを目的として、新市建設の基本方針を定め、これに基づく建設計画を描く「新市建設計画」が策定されました。

本計画は、旧町の合併協議会による協議と合意のもとに策定された「新市建設計画」の内容を尊重しつつ、21世紀を迎えたこれからの本市のまちづくりを、より発展的かつ具体的に推し進めることを目的として策定しました。

（2）計画の役割

これからの篠山市のまちづくりを描くなかで、本計画は3つの役割を果たします。

市政の運営において総合的な指針となり、施策の基礎（各種の具体的な計画の基礎）となる役割を果たします。

市民や企業にとって、諸活動のガイドラインとなる役割を果たします。

国や県に対して、本市のまちづくりの姿勢を明らかにする役割を果たします。

（3）計画の構成

本計画は、10年間計画の基本構想と5年間計画の基本計画からなり、階層的な構成を有しています。

【基本構想】議会の議決を経て定めるもので、これからのまちの姿を示し、その具体化のための基本的考え方と、施策の方向性を示し、計画全体の土台となります。 <計画期間> 平成13年度～平成22年度

【基本計画】基本構想を受け、施策の方向性を具体的に示します。 <計画期間> 平成13年度～平成17年度

3．篠山市総合計画（基本構想・10年間計画）策定の経過

篠山市総合計画（基本構想・10年間計画）の策定については、平成11年8月20日付で市長より篠山市総合計画審議会（会長本山新三）へ諮問し、審議の結果、平成12年

8月30日答申を受けました。

市としては答申内容を尊重するとともに、最終調整を行い、地方自治法第2条第4項の規定により平成12年9月29日議会に提案し、議決されました。

市民の方々へは、篠山市広報「丹波ささやま」11月号に基本構想の概要、そして篠山市ホームページ「丹波篠山へのいざない」には基本構想全編及び全世帯市民アンケート結果を掲載し、お知らせをしています。

4. 篠山市総合計画（基本計画・5年間計画）策定の経過

平成12年9月29日の基本構想の議決を受け、今回、各項目別にデータの分析とヒアリングにより施策の方向性を具体的に示す基本計画（計画期間 平成13年度～平成17年度）を策定しました。

5. 計画全体の土台となる基本構想の内容

「丹波の森構想」の理念のもとに、自然との共生、心豊かな子どもたちの育成、福祉・産業・芸術・文化と人と自然の調和したまちづくりを進め、すべての人が人権を尊重し、安心して暮らすことのできる、夢と活力のある「住みたいまち」を構築するため、**市の将来像**を **住みたいまち ささやま 人と自然の調和した田園文化都市** と設定しました。（*基本構想P20）

市の将来像を実現していくために、**まちづくりの基本方向**として次の3項目と設定しました。（*基本構想P21）

地域のつながりを大切にした、健康で安心して暮らせるまち
香り高い文化にあふれ、明日を担う人を育むまち
自然の恵みをいかした、豊かで活力あるまち

まちづくりの基本方向を受けて、市民の理解と参画を得ながら各施策分野について、施策を展開するための**施策の大綱**を示しています。（*基本構想P26）

地域のつながりを大切にした、健康で安心して暮らせるまち

健康福祉の充実

- (1)健康づくりの推進、 (2)すべての人への福祉の充実、
- (3)スポーツ・レクリエーションの振興、 (4)市民活動の支援と人材の育成

生活環境の向上

- (1)計画的な住宅整備、 (2)自然環境の保全と活用、 (3)景観形成の促進
- (4)身近な環境の整備、 (5)防災体制の強化、 (6)コミュニティづくりの推進

香り高い文化にあふれ、明日を担う人を育むまち

生涯学習の充実

- (1)就学前保育・教育の充実、 (2)学校教育の充実、 (3)社会教育の充実
- (4)人権教育の推進、 (5)芸術・文化の振興

都市基盤の整備

- (1)都市環境の整備、 (2)道路・交通網の整備、 (3)生活排水処理施設の整備
- (4)水資源確保と安定した水道供給、 (5)情報・通信網の整備

自然の恵みをいかした、豊かで活力あるまち

産業の振興

(1) 農林業の振興、 (2) 商工業の振興、 (3) 観光・レクリエーションの振興

連携・交流の促進

(1) 市内の多様な連携・交流の促進、 (2) 丹波地域内の連携・交流の促進
(3) 県内・近隣市町等との連携・交流の促進、 (4) 国内の連携・交流の促進
(5) 様々な国・人との連携・交流の促進

また、横断的取り組みが必要なものの中でも、特に重要な事項を構想の推進で示しています。(*基本構想 P 40)

構想の推進

(1) 市民主体・開かれた市制の推進、 (2) 行財政の効果的・効率的運営
(3) 広域行政の推進

6. 基本構想を受け、施策の方向性を具体的に示す基本計画の内容

上記の基本構想各施策分野の施策の大綱(~)及び構想の推進()を受け、基本計画では、「篠山市全世帯アンケート」結果を反映し、各項目別にデータ分析とヒアリングにより現状と課題を把握するなかで、**今後5年間の基本方針及び施策の展開**を示しました。詳細については本文のとおりです。

施策の大綱(一例)

1. 健康・福祉の充実

(1) 健康づくりの推進

1) 現状と課題

(具体的な現状と課題をデータも含め記述)

2) 基本方針

全ての市民が自らの健康について高い意識を持って健康づくりに取り組めるよう、ハード・ソフト両面にわたる環境づくりを推進するとともに、病気に対して充実した医療を受けることができる体制を整えます。

3) 施策の展開

健康づくりの推進

健康づくりの支援

- 1 健康づくりを支援する体制の充実
- 2 病気の予防体制の充実
- 3 健康づくりを目的とした地区組織等への活動の支援

医療体制の充実

- 1 医療機関の連携強化
- 2 救急医療体制の充実
- 3 医療環境の総合的充実

健康づくりの支援

- 1 健康づくりを支援する体制の充実
(具体的な方針と施策の展開内容を記述)

以 下 同 様

7. 計画の推進

現状と課題では、「全国にさきがけて合併後の美しく豊かで快適なまちづくりをめざすため、留意すべき事項を踏まえ、新しい時代に対応した横断的で柔軟な計画推進を図る必要がある」としています。

留意事項としては、次の5項目しています。

市発足の経緯、目的、合意事項、効果等を十分踏まえ6万人を目指す「田園文化都市づくり」の推進。

本市に受け継がれてきた美しく豊かな環境を基盤としたまちづくり。

本格的な少子高齢化における地域社会のあり方の展望。

地方分権時代を受け止め、自主的、効率的、健全な行財政の運営。

情報公開、参加型まちづくり、男女共同参画社会の実現等行政改革推進にあたり新しい取り組み。

基本方針では、「新しい時代における多様な市民の要望を見据え、新市発足の効果を最大限に発揮させるため、効率的な行財政運営を図るとともに、市民とともに歩む市政を推進する」としています。

施策の展開では次の4項目を設定しています。

合併効果の発揮

合併によって効率的・効果的な行財政の運営を目指すこととなる一方、内外に誇れる<田園文化都市>としての地域形成となり、郊外居住地域としての格好の条件を有していると考えます。本計画は様々な基盤形成を進め将来的には6万人のまちづくりを目指すものですが、今日の社会経済状況は短期間に人口を増やす余裕は持っていません。この点は市民アンケートでも過半の住民の想いでもあります。

このため、本計画で掲げる計画人口6万人は目標人口として位置付け、緩やかに成長する地域社会を展望することとします。今後各個別計画での土地利用フレームの確立を経て、基盤形成に関わる施策、事業を着実に推進するとともに、新市篠山の知名度の向上、イメージ形成を施策の展開も図ります。

情報公開と市民参加の推進

まちづくりの市民参加はNPO活動や情報公開法の制定など地方自治の主流となりつつあります。このため、情報公開の窓口を推進し、市民の参加を求めるとともに、メールや地域イントラネット等のメディアの活用を図ります。同時に市民参加から市民主体へのまちづくりへの転換を目指した意識改革が課題となるため、職員を対象とした研究会や研修制度の充実、市民に対する普及・啓発活動を推進します。

行政改革の推進

少子高齢化等の一層の進展、市民の価値観の多様化、環境への関心の高まり等社会経済状況が変貌しつつある中で、地方分権が実施段階を迎えようとしています。こうした状況の中、地方公共団体が自らの責任において、住民福祉の向上と個性的で活力のある地域社会を構築することが求められています。一方、市税の大きな伸びが見込まれない中で、行財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

地方自治の新しい時代を自らが切り拓き市民の期待に応えるため、まちづくりへの参加意識の高揚と、市民参加の機会提供を図るとともに、積極的な行政運営を展開するためさらに行政改革を推進します。このため、行政課題に的確に取り組むとともに、住民サービスのより一層の向上を図るため、「行財政改革推進実施計画」により行財政改革を推進するとともに、行政事務を担う職員の資質・能力の一層の向上と適正配置に努めます。

また、実効性を高めるために、事務・事業の選択基準としての評価基準を定めるとともに、行政評価システムの導入について検討します。

計画のフォローアップ体制の確立

本計画は、本市の新しいまちづくりの指針として策定したものであり、計画を推進し、豊かで美しいまちづくりのためには、計画の担保性と時代の情勢に柔軟に対応する体制づくりを進める必要があります。

このため、各部局で構成する研究会を立ち上げ、横断的かつ効率的な運用が図られる体制づくりを推進します。

7. 用語解説の掲載

基本構想、基本計画に記述している「カタカナ語」や「専門語」等123用語を解説しています。